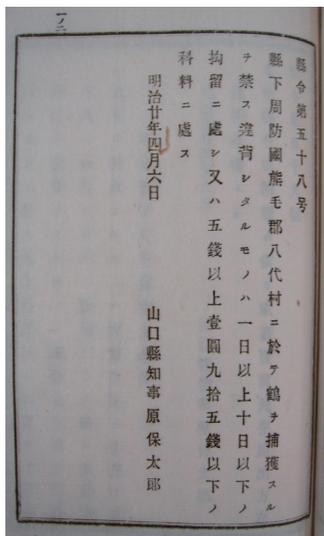


# 一步さきゆく自然保護（周南市八代のナベヅル）



(鶴鍋)群鶴ノ村代八郡毛熊縣口山 版圖三第

\* 文書館図書462-36「天然記念物調査報告〔動物之部 第一輯〕」



\* 明治期山口県布達類220-36「山口県布達達書 明治20年県令号」

## 解説

八代盆地に冬の訪れを告げる使者、ナベヅル。八代での日々のいとなみのかたわらには、越冬のため、遠くシベリアから飛来して、田地で悠然とエサをついばむナベヅルの姿がありました。

近代化が進み、古来の日本の風物や記憶が急速に失われていくなか、古建築や美術工芸品は、1896（明治29）年に制定された「古社寺保存法」によって保存の途が講じられていたのに対して、史蹟や天然記念物の喪失にブレーキをかける制度は整えられていませんでした。1919（大正8）年の「史蹟名勝天然記念物保存法」制定を受けて、1921年、「八代のツル及び渡来地」は国の天然記念物に指定されることになりました。

写真左下は、八代に飛来したツルの禁猟を定めた県知事の通達（1887年）で、近代日本における「自然保護」「動物愛護」の最初の事例と言われているものです。

八代は「ツルの里」として観光ルートに組み入れられていたこともありました。近年の自然環境の激変によりピーク時には355羽を数えたツルの飛来数の減少が問題となっており、種の保存のため、飛来地の分散化が図られています。



\* 佐倉谷家文書63「観光絵葉書」

